

仕様書

1. 件名

コンテンツマネジメントシステム保守・運用支援業務

2. 業務概要

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「国際農研」という。）が運用する Web サイト（以下、「本サイト」という。）について、安定的な運用を行うため、コンテンツマネジメントシステム（以下「CMS」という。）の保守及び運用支援を行う。

3. 業務期間

2019年4月1日から2021年3月31日まで。

4. 業務内容

4.1. 概要

国際農研は、「国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法」（平成 11 年法律第 197 号）に定める通り、熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的としている。

この業務において、「国立研究開発法人国際農林水産業研究センター業務方法書」（平成 27 年 4 月 1 日変更認可）において、「成果を研究所のホームページに掲載して、提供すること」（第 11 条）とされている。また、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に関する附帯決議」（平成 26 年 5 月 23 日衆議院内閣委員会）、（平成 26 年 6 月 5 日参議院内閣委員会）をふまえ、業務内容別の職員数、関連法人との取引状況、関連法人への再就職の状況、会費等契約によらない支出の状況、交付金の使途及び資産保有状況に関する情報等について公開している。

これらの目的のため、CMS を導入した Web サイト（<http://www.jircas.go.jp/>）を開設しているが、本仕様書に定める保守及び運用支援により安定的な運用を図るものとする。

4.2. 保守及び運用支援の対応時間

(1) 保守及び運用支援の対応時間は、原則として国際農研職員の勤務日の午前 10 時から午後 5 時までとする。なお、国際農研職員の休日は次に掲げる日である。

- ・ 土曜日及び日曜日

- ・ 祝日法による休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。）
 - ・ 年末年始の休日（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで。）
 - ・ 国際農研理事長が指定する日
- (2) (1)に掲げる時間のほか、国際農研職員の勤務日の午前 9 時 00 分から午前 10 時の間、国際農研からの保守及び運用支援の依頼に対する受付が可能な体制を執ることが望ましい。
- (3) 保守作業及び運用支援の実作業について、開始または終了時間が前 2 項の時間外となることが事前に見込まれる場合、またセキュリティにかかる脆弱性への対応など緊急のため前 2 項の時間外に作業を必要とする場合は、受注者と国際農研で協議の上、実施すること。
- (4) 国際農研職員の休日以外で保守及び運用支援に対応できない日が生じる場合は、受注者と国際農研で協議すること。

4.3. 保守・運用支援作業の範囲

- (1) 本サイトでは CMS として Drupal（バージョン 7）を導入している。これに係る保守および運用支援にかかる作業を行うこと。
- (2) 受注者の作業範囲は以下の通りとする。その他のミドルウェア及び OS については対象外とする。各項について、実施の回数は別途協議の上、可否を調整すること。
- ・ Drupal Core 及び導入済のモジュールのセキュリティバージョンアップ
 - ・ グローバルメニュー項目の追加・修正、これに伴うデザイン調整
 - ・ アイコンの作成、および利用箇所への適用
 - ・ 既存の下層ページのコンテンツの配置、メニュー位置などのデザイン調整
 - ・ データー一括登録のための設定および登録支援
 - ・ トップページの新規のコンテンツの追加配置、既存の配置内容の変更などデザイン調整（ただし、デザイン、色調を大きく改変する場合は別途調整とする）。
 - ・ コンテンツタイプの新規追加およびそれに伴う既存のページ内容を流用した下層ページのデザイン構築、メニューの修正。デザイン構築（ただし、新規にデザインを作成する場合別途調整とする）。
 - ・ タクソノミーの新規追加設定、およびこれに伴う既存のページ内容を流用したコンテンツタイプおよびデザインの修正対応
 - ・ 既存タクソノミーへのターム（語彙）の追加、および必要であればアイコンの作成
 - ・ ブロックエリアの追加、およびこれに伴うデザインの軽微な調整
 - ・ 既存 Web ブラウザでの表示崩れなどが生じた場合の修正
 - ・ 国際農研からの Drupal の運用に関する問い合わせへの回答と情報提供

- (3) (2)で実施した内容について、変更内容はテスト環境で構築し、国際農研の確認を経てから運用環境に反映すること。
- (4) Drupal の動作に必要な範囲での PHP、MySQL、apache (.htaccess で設定できるものに限る) の設定情報の提供。作業については提供された情報をもとに国際農研で実施する。

4.4. 保守作業の実施

- (1) 保守作業の実施にあたっては、日時と作業内容を含む作業計画を事前に提示し国際農研の許可を得るものとする。ただし、脆弱性への対応など、緊急に作業する必要がある場合は事後でも差し支えない。
- (2) 30 分以上のサービスの停止（本サイトのコンテンツの一部または全部を参照できない場合をいう。）を伴う保守作業を実施する場合は、遅くとも作業予定日の 2 週間前までに国際農研の許可を得ること。
- (3) 保守作業の実施後は、少なくとも以下の内容が記載された報告書を国際農研に提出すること。様式は任意とし、運用支援で使用する Backlog 等のシステムにより報告しても差し支えない。
 - ・ 作業開始日時
 - ・ 作業終了日時
 - ・ 作業者
 - ・ 作業内容

4.5. 運用支援

- (1) 本業務における運用支援の範囲は、Drupal の設定、管理及び利用に関する国際農研からの問い合わせへの対応とする。OS 等サーバ環境に係る事項は含まない。
- (2) Drupal の設定や Drupal でのコンテンツ作成方法など、国際農研担当者からの問い合わせに対しその手順等を適切に回答すること。必要に応じ、マニュアルを作成し提供すること。
- (3) 問い合わせ及び回答とその管理については、平成 30 年度まで株式会社ヌーラボが提供する Backlog および国際農研が設置するメーリングリスト上で行っている。このため、Backlog について平成 30 年度の受注者より引き継ぎ継続して利用することが望ましい。より適切な方法がある場合にはこれを提案して差し支えない。また、Backlog または代替となる手段に要する費用は受注者の負担とする。
- (4) 内閣サイバーセキュリティセンターや主務省等、関係部局より国際農研に対し Web アプリケーションのセキュリティへの対応状況について調査が行われる場合がある。この場合は、CMS の運用に係る範囲の調査内容について国際農研より照会を求める場合があるので対応すること。

- (5) 国際農研の負担により第三者が実施する Web アプリケーション脆弱性検査を行う場合、実施前に国際農研より検査対象や実施方法について受注者へ照会を求める場合があるので対応すること。

5. セキュリティ

5.1. 全般

- (1) 本業務のために国際農研から提供を受けた情報及び本業務の実施によって知り得た国際農研に係る情報については、国際農研が定める情報の格付けに従って適切な管理を行い、その秘密を保持するとともに、国際農研の許可なく本業務以外の目的のため使用してはならない。
- (2) 機器設定情報および利用者管理情報を担当職員の許可無く国際農研外へ持ち出してはならない。
- (3) 国際農研の保有する情報及び本サイトの設定について、本業務の実施のために提供され又は許可を受けたもの以外の情報にアクセスしてはならない。
- (4) 本業務において情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに国際農研に報告しなければならない。
- (5) 本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、国際農研は、本仕様書において求める情報セキュリティ対策の実績について、随時報告を求めることができる。
- (6) 上記の報告に基づき、情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を国際農研が認めた場合は、両者による協議を行い、合意した対応を採ること。
- (7) 本業務の一部を再請負により他の事業者に行わせる場合には、本仕様書により国際農研が求めるものと同水準の情報セキュリティを確保するための対策を契約に基づき再請負先に求めること。国際農研は、再請負先に行わせた情報セキュリティ対策及びこれを行わせた結果に関する報告を求めることができる。
- (8) 本業務の遂行に当たっては、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」（情報セキュリティ政策会議決定）」の最新版、「国際農林水産業研究センター情報セキュリティポリシー（最終改正 平成 30 年 5 月 9 日 30 国研セ第 18050906 号）」及び「国際農林水産業研究センター情報セキュリティポリシー実施手順」（以下、この 2 つを「国際農研セキュリティポリシー等」という。）等を参照し、必要に応じて国際農研の説明を受け、定められている事項を遵守すること。
- (9) 導入するソフトウェアのセキュリティについて、細心の注意を払い設計および設定を行うこと。
- (10) 本仕様書において国際農研が求めるセキュリティ要件及び請負者が本業務の遂行のために整備したセキュリティ対策を、本業務に従事する全ての者に周知徹底すること。

- (11) 本業務により独自に開発したソースコードは、許可された者以外のアクセス（閲覧・変更）を制限し、滅失、き損などに備えたバックアップの取得を行うこと。

5.2. サーバへの接続

- (1) 本サイトは、NTT スマートコネクト株式会社が提供するマネージドサーバ（仮想専用タイプ、プラン C）を使用している。本業務の遂行にあたり詳細な情報が必要な場合は国際農研より提供する。
- (2) 本サイトへのアクセスについては、ポート及び IP アドレスで制御を行っている。このため、受注者が作業を行う端末について、作業に必要なポート、IP アドレスを国際農研に提出し承認を受けること。
- (3) 主体認証に必要な情報は国際農研より受注者に貸与する。当該情報は業務期間中及び業務期間の終了後に渡り第三者に知られることのないよう留意すること。また、業務期間の終了後は、受注者の責において廃棄すること。
- (4) リモートログインおよび Web ブラウザを使用した利用者認証において、平文によるアカウントおよびパスワードデータの通信を禁止する。その他、システムの仕様または構成上、平文の使用が不可避である場合は、安全性を確保するための代替策について、事前に国際農研と協議の上承認を得ること。
- (5) システム設定において、平文のパスワードが含まれる設定ファイルの作成を禁止する。ただし、システムの仕様または構成上、平文の使用が不可避である場合は、安全性を確保するための代替策について、事前に国際農研と協議の上承認を得ること。
- (6) 暗号を使用する際は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（平成 25 年 3 月 1 日 総務省、経済産業省、http://www.cryptrec.go.jp/images/cryptrec_ciphers_list_2016.pdf）に記載されたアルゴリズムの中から選択すること。

5.3. 個人情報保護への対策

- (1) 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 59 号）および「国立研究開発法人国際農林水産業研究センターにおける個人情報の適正な取扱いのための措置に関する規程」（最終改正 平成 28 年 3 月 31 日 27 国研セ第 16032246 号）の内容を遵守遂行すること。
- (2) 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」（情報セキュリティ政策会議決定）」の最新版、国際農研セキュリティポリシー等を参照し、必要に応じて国際農研の説明を受け、定められている事項を遵守すること。

5.4. その他

- (1) システムを構成するソフトウェアの脆弱性について、JPCERT/CC などの報告及び国際農研が指定するデータベースを参照し、最新の情報を把握すること。
- (2) 把握した脆弱性情報について、対処の要否、可否を適切に判断すること。その上で、対処したものに関しては対処方法、対処しなかったものに関してはその理由、代替措置及び影響を、書面にまとめ国際農研に報告すること。
- (3) Web アプリケーションの構築に当たっては、「安全なウェブサイトの作り方」(情報処理推進機構：IPA)の最新版(平成 31 年 1 月 15 日時点では、改訂第 7 版第 3 刷 2016 年 1 月 27 日公開)及び別冊：「安全な SQL の呼び出し方」(情報処理推進機構：IPA)の最新版(平成 31 年 1 月 15 日時点では、2010 年 3 月 18 日公開)に基づき、既知の Web アプリケーションの脆弱性に対する対処を行うとともに、本システムの構造を踏まえた十分な Web セキュリティ対策を講ずること。
- (4) 外部からのデータ入出力を行うプログラムの開発に当たっては、設計の段階で、国際農研に対し、セキュリティ対策の具体的な実現方針をその根拠と共に報告すること。
- (5) オープンソースのモジュールや既存の自社開発ライブラリなどを使用する場合は、当該プログラムが開発された後で新たに確認された脆弱性などを精査し、セキュリティ上の問題がないことを確認した上で使用すること。
- (6) その他、セキュリティについて、必要と思われる項目を提案書として具体的に列挙し提案すること。

6. その他

- (1) 詳細については、国際農研の担当者の指示に従うこと。
- (2) 疑義が生じた場合は、双方協議のうえ解決すること。

以上